

事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	有	電話	042(769)8342
担当部課名	保健福祉部	介護保険	課	認定
事務事業名	要介護認定事務費		事業コード	11530

1 総合計画における位置づけ

政策名	第1章	安心して生活できる福祉社会をつくります	事業開始年度
基本施策名	第5節	社会保険制度の充実に向けて	11年度
施策名	第3施策	介護保険制度の円滑な運営	

2 実施根拠及び関連法令等

介護保険法第27～35条

3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
介護保険制度の介護サービスを必要とする高齢者等からの申請受付を行い、介護サービスの必要度の判定を行う要介護認定の業務を目的とする。 今後、高齢化の進行に伴い、申請件数が増加することが見込まれ、認定に伴う市民の負担軽減や認定業務の効率性が求められている。		要介護認定申請者 (実人数)	
		対象数	8,053人
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
要介護認定申請の内、多くの割合を占める更新手続きに着目し、更新者の認定有効期間につき状態に応じて延長を促進し、認定に伴う市民の負担軽減と事務処理の効率化を図った。 ・要介護認定申請件数12,761件(対前年度比1,357件減) (内訳)新規 3,417件(対前年度比 238件増) 更新 8,929件(対前年度比1,693件減) 区分変更 415件(対前年度比 98件増) ・更新の有効期間の延長件数 5,562件(延長率63%)		介護保険制度の施行体制の整備 ・要介護認定体制の確立	
		(5) 個別計画の概要	
		計画名	相模原市高齢者保健福祉計画
		計画年次	12年度～16年度
		要介護認定申請件数(各年度別) 12年度14,118件(実績)15年度15,000件(見込) 13年度12,761件(実績)16年度16,000件(見込) 14年度14,000件(見込)	

4 評価指標

指標名	更新認定有効期間延長率	更新申請件数減少率	要介護認定者の 年度内申請回数減少率
指標式	延長件数 / 更新審査件数 × 100	(前年度更新件数 - 当年度更新件数) / 前年度更新件数 × 100 (但し、12年度の対前年度比率は11年度がすべて新規申請扱いにより比較対象外)	(前年度申請回数率 - 当年度回数率) / 前年度申請回数率 × 100 ・申請回数率 = 要介護認定申請件数 / 要介護認定者数
指標設定の意図	更新審査総件数の内、認定有効期間が延長された割合	前年度に対する当年度更新申請件数の減少率	前年度に対する要介護認定者の当年度申請回数の減少率

5 目標と実績

〔金額単位：千円〕

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標		60	a 63	b 65	70	
指標			c 16	d 17	18	
指標			e 24	f 25	27	
事業費	決算(予算)額	95,486	178,824	189,561	220,778	232,464
	人員・時間数	(16.5人)	(22.0人)	(34.0人)	(34.0人)	(32.0人)
	人件費	109,685	155,995	194,644	194,644	183,924
	その他経費					
	合計	205,171	334,819	384,205	415,422	416,388
特定財源	38,614	79,628	69,400	73,737	89,358	

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか											
評価 B ▼	A : 達成している (100%)	= 、 、 の平均値 = 95.7%									
	B : 一部達成していない(100%> 80%)										
	C : 達成していない (80%>)										
a	63.0	b	65.0	c	16.0	d	17.0	e	24.0	f	25.0
× 100= 96.9%		× 100= 94.1%		× 100= 96.0%							
理由 :	更新の有効期間の延長により、更新申請件数の通減が図られ、概ね目標が達成された。										

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か			
評価 A ▼	A : 適応している	理由 :	高齢化の進行に伴い、介護保険制度の介護サービスを必要とする高齢者は、今後、更に増加が見込まれ、制度の根幹を成す要介護認定事務は必要不可欠な事業である。
	B : 一部適応していない		
	C : 適応していない		

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か			
評価 A ▼	A : 妥当である	理由 :	更新申請件数の通減が図られたことにより、申請手続き、認定調査、審査・判定の事務処理が削減され、事務の効率化が図られた。
	B : 一部妥当でない		
	C : 妥当でない		

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か			
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由 :	要介護認定事務は、介護保険法により市町村が行う事務となっている。
	B : 代替の可能性低い		
	C : 代替の可能性高い		

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか			
評価 A ▼	A : 満足できる	理由 :	更新の有効期間が6か月から12か月に延長されたことにより、更新手続きの回数が減少し、認定における市民の負担軽減が図られた。尚、状態が変化した場合には、随時、区分変更申請ができるものである。
	B : 一部満足できない		
	C : 満足できない		

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か			
評価 A ▼	A : 有効である	理由 :	要介護認定事務は介護保険制度の根幹を成すものであり、事業の効率化は「介護保険制度の円滑な運営」という施策を実現する上で有効である。
	B : 一部有効である		
	C : 有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	成果向上の余地	
	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	説明 : 平成13年度の更新申請の有効期間の延長目標は、概ね達成されたが、今後も更に推進していく。
	コスト改善余地	
	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	説明 : 申請件数の増加に対応した認定体制の充実強化、事務の効率化の推進により経費の抑制が図れる。

7 総合評価

評価 A ▼	他自治体の類似事業との比較	市名	更新申請数	延長率
		・浜松市	12,404件	約83% (H14.1~3月分の平均)
		・船橋市	7,200件	約89%
今後の進め方		説明 更新者の有効期間については、平成12年11月より「前回と今回の介護度等が同じで状態が安定して継続すると判断される場合には、原則12ヶ月とする」との統一基準を設け、期間の延長を図っている。 その結果、平成13年度では、更新申請が63%延長されたことにより、認定に伴う市民の負担軽減が図られ、事務処理の効率化も図られた。 今後も、介護サービスを必要とする高齢者等の申請件数の増加が見込まれ、介護保険制度の円滑な運営のため、本事業の効率化を図って行く必要がある。		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続			
<input type="checkbox"/>	見直し			
<input type="checkbox"/>	廃止			
<input type="checkbox"/>	完了			

8 二次評価における変更点

--